

高知市指定公金事務取扱者の指定等に係る事務取扱要綱を次のように定める。

令和7年2月1日

高知市長 桑 名 龍 吾

高知市指定公金事務取扱者の指定等に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定等に係る事務処理に関して、法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）並びに高知市会計規則（昭和39年規則第11号の2）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(指定及び承認に係る審査基準)

第3条 市長は、法第243条の2第1項の規定に基づく指定（以下「指定公金事務取扱者の指定」という。）又は同条第5項若しくは第6項（同条第7項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による承認をするに際して、指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者又は公金事務の一部の委託若しくは再委託の承認を受けようとする者が、政令第173条第1号及び第2号に規定する要件を満たすかどうかを判断するに当たっては、次の各号に掲げる要件につき当該各号に定める事項を満たすことを審査しなければならない。

(1) 政令第173条第1号に規定する要件

ア 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

イ 累積欠損がなく、かつ、経営状況が良好であること。

(2) 政令第173条第2号に規定する要件

ア 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

イ コンプライアンス体制、個人情報管理体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

(指定公金事務取扱者の指定)

第4条 高知市会計規則第36条の2第2項の規定による協議の内容は、次に掲げる事項とする。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者が前条に規定する要件を満たし、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者であること。

(2) 指定公金事務取扱者に委託する公金事務に係る歳入等又は歳出

(3) 公金事務の委託期間

2 市長は、指定公金事務取扱者の指定に当たっては、指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者から省令第12条の2の12第3項において準用する同条第1項に規定する申出書（様式第1号）のほか、必要に応じ、前条に規定する要件を満たしていることが確認できる書類等を提出させるものとする。

3 市長は、前項に規定する申出書の提出があった場合において、その申出に基づき指定をしたときは指定公金事務取扱者指定通知書（様式第2号）により、指定をしないこととしたときは指定公金事務取扱者不指定通知書（様式第3号）により当該申出書を提出した者に通知しなければならない。

(指定公金事務取扱者の名称等の変更の手續)

第5条 指定公金事務取扱者は、法第243条の2第3項の規定に基づく名称等の変更をしようとするときは、あらかじめ省令第12条の2の15第2項において準用する同条第1項に規定する届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する届出書の提出があったときは、当該届出に係る事項を会計管理者に通知しなければならない。

(公金事務の一部委託又は再委託の承認)

第6条 市長は、法第243条の2第5項又は第6項の規定による承認（以下「公金事務の一部委託又は再委託の承認」という。）をしようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

(1) 公金事務の一部委託又は再委託の承認を受けようとする者が第3条に規定する要件を満たし、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者であること。

(2) 一部委託又は再委託する公金事務

2 市長は、法第243条の2第5項の規定による申出（様式第5号）又は同条第6項の規定による申出（様式第6号）があった場合において、その申出につき公金事務の一部委託又は再委託の承認をしたときは、指定公金事務取扱者一部委託（再委託）承認決定通知書（様式第7号）により、公金事務の一部委託又は再委託を承認しないこととしたときは指定公金事務取扱者一部委託（再委託）不承認決定通知書（様式第8号）により、当該申出書を提出した指定公金事務取扱者に通知しなければならない。

(指定公金事務取扱者に対する検査)

第7条 市長は、法第243条の2の2第3項の規定に基づき、公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要と認めるときは、その必要な限度で、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な書類をその職員に検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により検査を行う職員は、検査員証（様式第9号）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定の取消し)

第8条 市長は、法第243条の2の3第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定の取消しをしようとするときは、同項各号のいずれかに該当すること及びその理由について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

2 市長は、法第243条の2の3第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定の取消しをしたときは、省令第12条の2の18第2項において準用する同条第1項に規定する通知書（様式第10号）により当該指定公金事務取扱者に通知しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定公金事務取扱者の指定等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。